

**改正**

平成29年6月30日条例第21号

令和3年4月1日条例第12号

いちき串木野市議会基本条例

目次

前文

第1章 目的（第1条）

第2章 議会・議員の活動原則（第2条・第3条）

第3章 市民と議会の関係（第4条）

第4章 市長と議会の関係（第5条—第7条）

第5章 自由討議（第8条）

第6章 政務活動費（第9条）

第7章 議会・議会事務局の体制整備（第10条—第14条）

第8章 議員の身分・待遇、政治倫理（第15条—第17条）

第9章 大規模災害時の対応（第18条）

第10章 最高規範性及び検証・見直し手続（第19条—第22条）

附則

平成17年10月11日、串木野市と市来町が合併して「いちき串木野市」が誕生した。

いちき串木野市議会（以下「議会」という。）は、二代表制の一翼を担う議事機関として、その持てる権能を十分に駆使し、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点・争点を、広く市民に公開する責務を有している。

議会は、その有する立法機能及び執行機関の監視機能を果たし、併せて、積極的な政策立案並びに政策提言等に努めることで、憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指す。

地方分権の時代にあつて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大する中、議会が市民の代表機関として、地域における民主主義の発展と市民福祉の向上に果たす役割は、ますます大きくなっている。

積極的な情報公開、議会活動への市民参加の推進、議員間の自由かつ達な討議、執行機関との緊張保持、議員の自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保、政治倫理の遵守、大規模災害時

の対応等について基準を設け、これを厳格に実践することにより、その責務を果たし、市民の負託に応え得る議会を築くため、本条例を制定する。

## 第1章 目的

(目的)

**第1条** この条例は、議会及び議員の果たすべき役割の基本的事項を定め、市民への情報公開と市民参加を基本に、躍動感みなぎる「いちき串木野市」の実現に寄与することを目的とする。

## 第2章 議会・議員の活動原則

(議会の活動原則)

**第2条** 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、政策立案、政策提言等の強化により、市民の声を市政に反映させるための運営に努めること。
- (3) 市民の傍聴意欲を高める議会運営に努めること。

(議員の活動原則)

**第3条** 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討論を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高めるための研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議会の構成員として、一部の団体及び地域の個別的な事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

## 第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との関係)

**第4条** 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会を原則として公開とする。
- 3 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を討議に反映させるものとする。
- 4 議会は、市民、市民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を高め、政策提案の拡大を図るものとする。

## 第4章 市長と議会の関係

(市長等と議会及び議員の関係)

**第5条** 本会議における一般質問においては、議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

2 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て論点・争点を明確にするため反問することができる。

(議会審議における論点情報の形成)

**第6条** 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求める。

- (1) 政策の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 政策等の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策等の維持管理を含めた財源計画

(予算及び決算における政策説明)

**第7条** 議会は、予算及び決算の審査に当たっては、前条の規定に準じて、詳細な施策別又は事業別の説明及び資料を市長に求める。

## 第5章 自由討議

(自由討議による合意形成)

**第8条** 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営されなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあつては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。

## 第6章 政務活動費

(政務活動費の交付、公開、報告)

**第9条** 政務活動費は、議員による政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう、別に定めるいちき串木野市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年いちき串木野市条例第191号)に基づ

き議員個人に対して交付するものとする。

- 2 政務活動費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、市民等から疑義が生じないように、議長に対して証書類を添付した報告書を提出するとともに、常に市民に対し説明責任を負う。

## 第7章 議会・議会事務局の体制整備

(委員会等の適切な運営)

**第10条** 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適切な運営に努めなければならない。

- 2 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する場を設けることができるものとする。

(議会図書室の設置、公開)

**第11条** 議会は、議会図書室を設置するとともに、これを議員の調査研究に支障のない範囲において、市職員その他に利用させることができるものとする。

(議会事務局の体制整備)

**第12条** 議会は、議会及び議員の政策形成・立案能力を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。

(議員研修の充実強化)

**第13条** 議会は、政策提言及び政策立案能力の向上を図るため議員研修会を実施する。

- 2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする。

(議会広報の充実)

**第14条** 議会は、市政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に市民に対して周知するよう努めるものとする。

- 2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

## 第8章 議員の身分・待遇、政治倫理

(議員定数)

**第15条** 議員定数は、別に条例で定める。

- 2 議員定数を改正するに当たっては、行財政改革の視点、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮し決定するものとする。

3 議員定数の条例改正案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、委員会又は議員から提出するものとする。

(議員報酬)

**第16条** 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬を改正するに当たっては、行財政改革の視点、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮し決定するものとする。

3 議員報酬の条例改正案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員報酬の基準等の明確な改正理由を付して、委員会又は議員から提出するものとする。

(議員の政治倫理)

**第17条** 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、条例で別に定める。

## 第9章 大規模災害時の対応

(大規模災害時の対応)

**第18条** 議会及び議員は、大規模災害時において、市長等と情報を共有・連携し、被災者の救援及び市の災害復旧のために、非常時に即した役割を果たさなければならない。

2 議会及び議員の大規模災害時における対応は、別に定める「いちき串木野市議会大規模災害対応指針及びいちき串木野市議会大規模災害対応行動マニュアル」に基づくものとする。

## 第10章 最高規範性及び検証・見直し手続

(最高規範性)

**第19条** この条例は、議会の運営における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則その他規程を制定してはならない。

(議会及び議員の責務)

**第20条** 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

(検証・見直し手続)

**第21条** 議会は、2年に1回、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項による検証の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

(委任)

**第22条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成29年6月30日条例第21号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和3年4月1日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。